

帯広市印鑑条例の一部改正について
帯広市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

帯広市長 上 野 庸 介

帯広市印鑑条例の一部を改正する条例
帯広市印鑑条例（平成元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第15条の2中「（電子署名）」を「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

印鑑登録証明書のコンビニ交付を利用出来る身分証の種類を追加するほか、所要の整理をするため、条例の一部を改正しようとするものである。